

会 議 録

会 議 の 名 称	小金井市地下水保全会議（第3回）
事 務 局	環境部環境政策課環境係
開 催 日 時	平成18年10月25日(水) 午前10時00分～正午
開 催 場 所	萌え木ホール A会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例施行後提出されたボーリング調査データについて (資料1～5) (2) 井戸水水位調査について(資料6) (3) その他 3 次回の地下水保全会議の日程について 4 その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発言内容・発言者名 (主な発言要旨等)	別紙のとおり
提 出 資 料	資料1～5. 各工事の地下水影響工事実施届出書 各ボーリング調査データ 資料6. 井戸水水位調査について
そ の 他	資料は、情報公開コーナー、図書館、議員図書室にある議事録に添付してあります。

第3回 小金井市地下水保全会議議事録

日 時：平成18年10月25日（水）10：00～12：00
会 場：萌え木ホール A会議室

■ 出席者

(委 員)	小倉 紀雄 会長	山田 啓一 副会長
	土屋 十圀 委員	風間 ふたば 委員
(事務局)	環境部 天野部長	環境政策課 深澤課長
	環境係 鉄谷係長	環境係 大久保副主査
	環境係 立川主事	環境係 板本
(欠席者)	池田 茂 委員	

■ 会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 条例施行後提出されたボーリング調査データについて（資料1～5）
 - (2) 井戸水水位調査について（資料6）
 - (3) その他
- 3 次回の地下水保全会議の日程について
- 4 その他

■ 審議経過（議事録）

- 1 開会

小 倉 会 長： では、第3回の小金井市地下水保全会議を始めます。
はじめに、新委員の紹介を事務局の方からお願いします。

深 澤 課 長： おはようございます。

東京都の7月15日付けの人事異動に伴い、水環境課長の芳賀課長が異動になり、後任に池田茂課長がみえましたので、小金井市地下水保全会議委員の方も引き続き、池田課長にお願いしました。本日は出席の予定でしたが、急な会議のため欠席となり、よろしくお伝えくださいとのことです。なお、任期もそのまま引継ぎとなります。

それから、本日が今年度の最初の会議となりますが、日程調整がうまくつかずに本日となりました。その間の報告もさせていただきたいと思います。

また、市の方でも4月1日付けで人事異動がありまして、環境係長の鈴木が異動になり後任に鉄谷係長がまいりました。よろしくお願いします。

それでは、本日は二つの議題につきましてこちらから報告させていただきます。それについてのご意見をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

小倉会長： はい、ありがとうございました。

2 議題

(1) 条例施行後提出されたボーリング調査データについて

小倉会長： それでは議題に入りたいと思います。

まず、最初の議題（1）について事務局からご説明をお願いします。

鉄谷係長： 資料1～5について説明を行った。（説明内容省略）

小倉会長： 今の説明について何かご質問はありますか。

土屋委員： 最後に説明があった、水位の図はどこで作った資料ですか。

鉄谷係長： 提出された資料を参考にこちらで作りました。

土屋委員： それから連雀通りの観測井戸は東京都の土木研究所のですか。

深澤課長： そうです。

土屋委員： はい、わかりました。

山田副会長： お聞きしたいのですが、影響が有る無しの範囲などははっきりしているのでしょうか。

深澤課長： 地下水影響工事としてどこまでが範囲であるか、以前から議論をしていただいているところで、何メートル掘れば影響があるのかとか、地区はどこまでにするのかなど、なかなか難しく、結論がでていないというところです。現状で、どの範囲を地下水影響工事とするかということを検討しているのですが、連雀通りからはけの道の間工事についてはあてはまるということの手続きしたいと思っています。地下水保全会議の委員の皆さんのご意見もお聞きしながら、基準として、どの地区か、何メートル掘るかということを決めていかないと難しいと思っています。

小倉会長： はっきりした基準がまだないので、この会議で決めていく必要があるということですね。

山田副会長： そうですね、具体的なガイドラインみたいなものですよね。考え方は色々議論して大体の概念、プロセスは出てくると思いますが、ガイドラインはないと、個別に理由がはっきりしないといけません。今とりあえず条例ができて色々でているので、ある基準でやったというのは、それはそれで暫定的にということでもいいのですが、ではそれを、どういうプロセスでどの程度のものを作ったらいいのかということが気になります。

もうひとつついでですか。さきほど、杭の位置や深さがでてきて、ちょっと見ただけではよくわかりませんが、この地下水影響工事実施届出書は何かフォーマットはあったのでしょうか。

深澤課長： はい、流れで説明しますと、地下水に関連して市内でどんな工事が行われるのかを把握するのが難しい状況になっています。そこで、小金井市の宅地開発等指導要綱に該当する工事について、開発課に事前相談に来た時に環境政策課にもよっていただき、地下水条例を説明して、ボーリング調査等を行う場合はそのデータを提供していただきたいというお願いをします。提供されたボーリングデータを庁内の技術職系の課長職者で組織している判定会議の意見を聞き

ます。これは市長が地下水影響工事であるとみなす前段の会議です。これで地下水影響工事と認定されると、文書で通知をし、地下水条例規則に従って書類の提出を求めます。これが一定の流れになっています。ここまでが現状の条例になっています。

地区を決めて、宅地開発等指導要綱に基づく相談事務があったときに、その地区は地下水影響工事になるので、配慮をお願いしたいというようにできればいいと思っています。

山田 副会長： はい、そのあたりの経過は承知しています。この地下水影響工事実施届出書というのは、中身は基礎の設計書みたいなものですから、地下水影響工事はどうであるかということはどこにも書いていないので、行政としては具体的にこのような調査をなささいというのではなく、基礎工事に関わる関連資料を収集するといった範囲だということ、デリケートゾーンについては文書でそのように申し出る、というところが現状だと受け止めていいのでしょうか。

小倉 会長： 現状ではそうなっているので、これからどうするのかというところで、地区の限定等決めてしまって、影響評価などができればいいですね。すばやい対応が必要だと思います。

土屋 委員： そうしますと、すでに判定会議のほうで議論をして判定されているものに対して、こちらではさらに評価をしてジャッジするということがいいのでしょうか。それとも意見を付け加えるということでしょうか。どういう権限を持つのですか。

深澤 課長： 地下水条例はお願い条例なので規制は出来ません。ですので、市としてはデータを収集していくところからで、そこからそのデータをもとにどのように規制をしていけるか、又条例改正などを考えるということになります。判定会議は、地下水影響工事に該当するかしないかの判定をするだけになりますので、その工事がどのようになされたとしても、それを規制できるものではないのです。

土屋 委員： はい、規制ができないのは承知していますが、その工事に対して私たちがここで議論したことは、フィードバックして関係者に意見を反映させることはできるのですね。

深澤 課長： はい、できます。

今回の資料にある工事についても、委員の皆さんにお伺いしたことを文書にして事業者に渡しています。

小倉 会長： その渡した文書に対して、これについてはこのように処置をしましたというような回答はあるのですか。

深澤 課長： そこまでは求めていません。

小倉 会長： お願いをしたというところですね。

土屋 委員： 最終的には、行政指導のように改善の指導をするようにできますか。

深澤 課長： この地下水条例を運用しながら、どのような形にするのがいいのか考えていくことですが、本来、規制条例にしていくのがいいのだと思いますが、まだ地下の状況などもわかっていないし、市の体制も十分ではないので、いきなり規

制するところまではいけません。

山田 副会長： はい、事情はよくわかりました。それで、そのような一連の経過はどの程度一般に公開されるのでしょうか。

小倉 会長： そうですね、そのあたりはどうなっているのでしょうか。この会議は公開されていますよね。

深澤 課長： はい。公開されています。市民参加条例により、このような会議や審議会などはすべて公開となっています。また、議論されている内容は会議録として、資料も添付して、市内の図書館や議会図書室などにおいてあります。

それから、さきほどの話の追加になりますが、話のとおり事業者には市のほうからお願い文書を出しています。それにもうひとつ、宅地開発等指導要綱に基づく同意書にも、資料2の工事につきまして付記事項として、地下水にも影響があるので配慮をお願いしたいということをお同意事項に入れてあります。

小倉 会長： はい、わかりました。

前の専門家会議のときも、データがないのですぐに判定できないので、ボーリングデータを集めてすぐに判定ができるといいという話でしたから、ボーリングデータの提出を求めて蓄積するというので、まずは第一歩ですね。

風間 委員： T宅の湧水の調査は、どこかが継続してやっているのでしょうか。

小倉 会長： 市でやっているのですよね。

深澤 課長： まだやっていません。

山田 副会長： 断続的ですが私のところでやっています。やはり市のほうで、井戸はやるということですが、湧水の流量もどんな形であれ、すくなくともデータを管理するというのをすぐにやっていただきたいと思います。誰がやったのかというような過去のデータをどこかでストックをするということですね。市が独自で調査できれば一番いいのですが、そのあたりはどうなのですか。

風間 委員： 井戸の調査と湧水の調査はペアですよ。井戸のほうだけ始まって何が起きたかということがわからないといけませんよね。降水量等でも変わってきますから。

小倉 会長： そうですね、通常時のデータがわからないと影響があったのかどうかわからないですね。ボーリングデータの収集と同時にそういったもののデータを一緒にストックするという計画はあるのですよね。

深澤 課長： 確かにデータ収集というのは重要なことなので、どのような形でやっていくのがこれからの課題になると思います。又それを集約していくこと、市民の皆さんに知らせていくことも大事だと思いますので、その体制作りをしていきたいと思っています。今は地下水位の調査を市民と一緒にやっていくところなので、その中で湧水の水量のほうもやっていきたいと思っています。

山田 副会長： 何年前からある話であって、ある程度の予算措置をしないとできないということでしたが、実際にはされていないのですよね。前にもお話しましたが、国分寺は市でとった10年間のデータがあります。やはりそういうものをやっていかなければいけないのではないかと思います。そうしないと合理的な判断もできません。出来ないなら出来ない事情が何であっていつごろできるのか、と

か、どのような手立てがあるのかということですよ。

私の思い違いでしょうか。

小倉会長： ひとつは予算措置を含めて、具体的にやっていかなくてはならないというご意見だと思います。

土屋委員： すみません、議題の順番でこちらの資料の話でいいでしょうか。

小倉会長： はい、すみません。途中でしたのでどうぞ。

土屋委員： 資料2になりますが、地下水影響工事実施届出書のほうに「水位については17m以深まで調査したが確認されなかった。また最大掘削深度も11mのため影響は少ないと思われる。」とありますが、何件かしか離れていない資料1のほうでは8m位のところで地下水が出ています。この距離だと地質構造もほとんど同じですので、確認されなかったというのはいえぬのではないかと思います。ボーリング調査会社の違いでそうまで変わるものでもないで、おそらく資料2のほうも同じくらいの所に地下水があるのではないかと思います。なぜ、17mも掘って出なかったのか不思議です。特に資料1と2はT宅の湧水にも影響があると思いますし、過去にすぐ近所のお宅で地下水を観測していたこともありましてあまり変わっていない地層ですから、そちらにも影響がありうると思います。ですから宅地開発等指導要綱でまわってきた資料が環境政策課へいく場合は、資料について厳密な提供を要求された方がいいのではないかと思います。

やはりこういうときにはデータベース化されたものがあつたほうがすぐわかると思います。1件ずつの個別でいうのではなく、全体のなかで周辺をみたところで指導していくということが重要だと思います。

深澤課長： はい、ありがとうございます。

小倉会長： そうですね、確かに周辺のこの図を見ても考えられないですね。

風間委員： 調査会社が違うのですか。

深澤課長： でも、行った時期もほとんど同じなのですが。

山田副会長： あとは、ボーリングの目的が水の調査ではなく、掘り方によって瞬間的には水が確認されなかったということもありうるのですが、だから地下水がこうだという判断はしにくいですね。建設に係るボーリング調査はN値を出すだけの話になりますね。

土屋委員： もうひとつ確認ですが、宅地開発等指導要綱では建築の構造上の基準を満たすためのチェックということになるのですか。

深澤課長： 構造上ではないです。

土屋委員： 東京都のほうの所管でやっているのですね。

深澤課長： はい。

土屋委員： 構造上のチェックだけではないのですよね。だから市の権限としては、たとえば杭のN値がどのくらいまであるかということはいえぬことではないのですね。

深澤課長： はい、そうです。

山田副会長： だからこれは建築確認申請の添付資料そのまま表紙だけ変えたものであると、

だから当然そういうことになりますね。市が何のためにこれをやるのかといえ
ば、ボーリングデータが必要だから収集するということですよね。それはそれ
でよろしいと思います。

風間委員： だから業者は杭打ちのためのN値を出すことだけのボーリング調査をしてい
て、ついでに水位とかをみってくれるのなら、それがあがってくるということ
ですね。それをきちんと見てなければわかりませんね。

深澤課長： 工事を始めるときにボーリング調査をやっているのか、これからやるのかに
もよまして、やってしまっている分に関しては水についてのお願いができな
いので、そのような場合もあります。

風間委員： でも資料にある現場の場合はどれも近いので、1件だけが影響ないといっ
ても違うのではないかとと言えますね。

山田副会長： 地下水については大体わかっていますし、時季によって多少変化があるにせ
よおおまかなガイドラインはできると思います。施行主に水の調査そのものを
課すのは大変なので、杭の形や配列、あるいは工法などのガイドラインを作っ
ておけばある程度の判定はできると思います。

小倉会長： そうですね。今後、遅くならない時点で判断できるように、地域の問題と、
杭の深さ、本数、工法などのガイドラインを作って、重要だと思ふ部分につい
てはこの地下水保全会議を開いていくということ。

土屋委員： もうひとつよろしいでしょうか。

地域のことで、連雀通りがひとつの目安になるということでしたが、その根
拠は何なのかお聞きしたいのですが、以前に東京都で小金井市周辺を地下水調
査したときに、降水期と渇水期で地下水の流れの状況が違うというデータがあ
りまして、そこで推測できることは中央線を中心に変化しているのではないか
ということ。連雀通りからだと崖線まで幅が狭すぎると思います。

100%確定されたものでなくても、いろんな研究機関や大学などがやった
ものを活用して判断材料にしたらいと思うのですが。連雀通りからだと近す
ぎるのではないと思うのです。

深澤課長： 連雀通りというのは、宅地造成等規制法に基づく区域になっているとい
うことで目安にしました。今、土屋先生がお話しされたように確かに狭い範囲だ
と思うので、中央線以南ということでもいいと思います。工事の届出を受け付け
るときに中央線以南であれば地下水影響工事ということにする体制をつくりたい
と思います。

小倉会長： 今回、資料3は影響工事ではなかったのですね。

深澤課長： はい、今回は違いました。

小倉会長： はい。それでは、ガイドラインで地域的には暫定的に中央線以南とい
うことでよろしいでしょうか。

あと、水位としては7～8m位でしょうか。それに該当するものを影響工事
とすればいいと思います。

山田副会長： 時期的な違いなどもありますので、いろんな人の研究データがありますから、
それらをもとにつくっていただければいいと思います。

- 小倉 会長： そうですね。
他には何かありますか。
- 山田 副会長： 杭の工法ですが、一番よくないのがコンクリート杭というので、セメントが拡散したり圧力がかかったりして穴以上に拡がったりします。環境にやさしいものというのは業者が色々提案していますので、スクリー式など望ましいものと、やってはいけないものをガイドラインにするといいと思います。
あとは、流れ方向に面積を少なくする配置などですね。
- 小倉 会長： そうですね。深さ、工法、配置などですね。
- 山田 副会長： 強制できないのならば、業者のほうも選択しうるようにつくればと思います。
- 風間 委員： 業者の判断だと思いますが、このような地区なので、よく立ててある看板に工法なども書いて、地下水まで配慮していますということを、むしろ謳ってもらいたいのではないのでしょうか。マンションだったらお客さんもたくさんくるでしょうし、規制、規制というのではなく、皆がいいように進められる雰囲気をつくると思います。
- 小倉 会長： そうですね、業者もその気になってくれればいいことですよね。
- 山田 副会長： 自信を持って工事を行ってもらえるように、マル適マークでもつくってガイドラインに合わせてみたりしてもいいですね。
- 深澤 課長： こちらで業者にお願いする材料があればできると思います。看板をつけること自体、市民にとってもいいことですし。
- 風間 委員： そこに住む人だって気持ちがいいですよ。
- 土屋 委員： それから、水質の影響の問題があるということですが、これは施工上で機械の油が流出したりなどでしょうか。具体的にはどのようなものでしょうか。
- 小倉 会長： 凝固剤のセメントミルクみたいなものでしょうか。今は色々考えられているのであまり影響はないと思いますが、水質チェックのガイドラインも考えたほうがいいですね。国分寺の真姿の池のマンション建設のときのようなものですね。監視項目を義務付けて、同時に湧水のモニターをしました。
- 山田 副会長： それは、どのような条例に基づいたものなのですか。
- 小倉 会長： 条例ではなく、水部会という、事業者と市民と行政がはいつたところで決めました。完成後も一年間行いましたが、それでは短いので湧水の水質調査だけそのまま市で引き継ぐということでした。
- 土屋 委員： 高層の建物の場合は基礎をかなり深くしますから、仮に離れていても長い目で見ないと、どのような材料を使うかによって影響がないとはいえませんからね。
- 山田 副会長： 影響があったかどうかを、実際データで判断するのは難しいですが、だからある程度ガイドラインで示していけばと思います。
- 小倉 会長： それにしても、その未然のデータがないと判定もできないので、次の議題になりますが、水位や水質の話が重要になりますね。
そういうことで、ガイドラインの案を事務局のほうでまとめられますか。
- 深澤 課長： なかなか専門的なことで難しい部分なので、今出たお話を列記して、それに

足していただくようにしたいと思います。

小倉 会長： そうですね。今の話ですと、地域のことと、杭の深さと工法と本数や配置、あと、水質もということでしたね。項目だけまとめて、それから詳細にしていこうという形でいいと思います。

深澤 課長： そういうものをもとに、窓口対応のほうもあわせてやっていきたいと思えます。説明もしやすくなると思えます。

小倉 会長： ではそれをぜひ作っていきましょう。

深澤 課長： お願いいたします。

(2) 井戸水水位調査について

小倉 会長： それでは、次の議題に入ります。

資料6について説明をお願いします。

鉄谷 係長： 資料6「井戸水水位調査について」について説明を行った。(説明内容省略)

小倉 会長： ありがとうございます。

この、法政と書いてあるのは山田先生のところの井戸ですか。

山田 副会長： はい。観測井戸が掘ってあります。

小倉 会長： そうですか。これは水も採れるのですか。

山田 副会長： はい、採れます。

小倉 会長： ずいぶん長く設置されているのですか。

山田 副会長： もうずっと前で、20年位でしょうか。

小倉 会長： そうですか。

では、何か質問などありますか。

風間 委員： 測定は年間に何回くらいやりますか。

大久保 副主査： 毎月1回やります。データは、環境市民会議のほうで電子化することになっています。

小倉 会長： 毎月1回というのはいいですね。

大久保 副主査： 予定では、16ヶ所を4班に分けて行います。

土屋 委員： この16ヶ所は、全部不圧地下水としての井戸ですか。

大久保 副主査： そうですね。上から水が見える井戸です。

土屋 委員： 測定方法も統一されているのですか。

大久保 副主査： はい。簡易計測器で行います。

土屋 委員： ブーと音の出るやつですか。

大久保 副主査： 音が出るのではなく、計器が振れるものです。

深澤 課長： 手作りのテスターを付けたものです。

土屋 委員： あと、地域が偏在しているかんじですが、今後はまんべんなくできるのでしょうか。

深澤 課長： これは、市の防災井戸として登録されているものに観測井戸を足しています。防災井戸は市内に40ヶ所くらいあるのですが、そのうち水面が見える井戸ということですね。今後は、他の井戸も測定できるかどうか調査しまして、できるものは追加していきたいと思えます。

山田 副会長： 今、データの電子化という話がありましたが、ハードコピーもどこかでできないでしょうか。小金井市の環境とか、何か別の文書でもいいですが、何か方法はありますか。

深澤 課長： 以前からいわれているとおり、市民の方にも周知するために、どこかに掲示板をつくるなどの方法を検討していきたいと思います。

小倉 会長： そうですね。福井県の例がありましたね。

深澤 課長： はい。写真を見せていただきました。

山田 副会長： たとえば、この環境報告書に載せるとか。

深澤 課長： はい、そうですね。

山田 副会長： どれが一番市民の手に入りやすいかわかりませんが、1年間で十分だと思います。

小倉 会長： そうですね。あと、たとえばたくさん雨が降った時に市民の方が自主的に見に行ってみようという気になればいいですね。月に1回の観測の合間でも気がついたことなどがあればいいですね。

深澤 課長： 持ち主の方に自分で測ってもらうという方法もあるかもしれませんね。

土屋 委員： 今、井戸の水位を測る計測器も安くなりましたよね。

大久保 副主査： どのようなものですか。

深澤 課長： テスターのようなものですか。

土屋 委員： 自動計測器ですね。私が赤城山麓でやっているのも、安いので20ヶ所位でやっています。

深澤 課長： それはその都度コードをたらしたりするのですか。

土屋 委員： 電源は蓄電池で、それをケースに入れてセットして、あとは水位計をおとしておけば自動的に計測器に入ります。たとえば1時間値で採ったとしても2年分位は磁気カードに入りますので、あとはパソコンですぐにデータが見られます。

大久保 副主査： それでは測定に行く必要がないのですね。

土屋 委員： 電源を交換するのに4～5ヶ月に1回くらいは行きます。

大久保 副主査： あとは何もなければ自動的に計測されるのですね。

深澤 課長： そういうのを設置してもらえれば一番いいのですね。

土屋 委員： そうですね。最初だけお金がかかるかもしれませんが、長くやるのでしたらそちらのほうが安いですよ。しかも連続観測ができます。

小倉 会長： 全部設置するのが大変なら、重点的にやりやすい所だけやるとかすればいいのではないのでしょうか。重点地区などですね。やはりチェックという意味で、月に1回は水位の実測も大事ですから。

土屋 委員： そうですね。全部じゃなくても何ヶ所か重点的に自動計測されるといいデータが取れると思います。

小倉 会長： 地下水の流れからいうと、大体、西から東に向かっていきますから、その流れの方向に向かって何ヶ所かやるといいかもしれません。

大久保 副主査： 確実に、季節に関係なく水がありそうな井戸が3番です。すごく大きくて、上から見て12～13mの所に水が見えます。

土屋 委員： この辺は前から水位が高い所ですね。

深澤 課長： その機械は2～3千円で買えるのですか。

土屋 委員： はい、買えますよ。

小倉 会長： 水位計はいれないでということですね。

土屋 委員： はい、水位計は入れません。

小倉 会長： 水位計もいれて、1セットだといくら位になりますか。

土屋 委員： 十数ヶ所ですと最初に100万円くらいになると思います。

小倉 会長： 1ヶ所で10万円くらいですか。

土屋 委員： いえ、10万円はかからないです。

小倉 会長： そうですか。5ヶ所位として約50万円でしょうか。前にも言っていた環境基金などから出ないでしょうか。市民と協働ということでもあるので使いやすいと思いますが。まずやり始めて、これが必要だということを示せばいいですよ。

深澤 課長： はい。まずは市民と協働でやり始めていきたいと思います。

土屋 委員： そうですね。皆で動くほうがいいかもしれません。

小倉 会長： はい、いい試みだと思います。

風間 委員： せっかく毎月の測定値を出すのだったら、降水量も合わせて見られるようにすると思うのですが。データは環境市民会議の方がボランティアで作るのですか。

大久保 副主査： はい、そうです。

風間 委員： まったく予算はなしですか。

大久保 副主査： 補助金は出しているのですが、この部分に関してはボランティアでやっていただきます。パソコンでデータ表を作って数字をいれていくといったかんじです。個人情報ということもありますので電子化して管理していきます。

風間 委員： それを普通の人がわかり易いようにするには、少し加工が必要になるということでしょうか。それと降水量と井戸の水位の関係ですね。

大久保 副主査： 降水量は、下水道課で設置した機械があるようですので確認してみます。

小倉 会長： 市で測ったデータの方がいいですよ。アメダスだと府中になってしまうから離れてしまいますからね。

山田 副会長： ですから、10年20年先を考えれば長持ちするもの、それに、今は環境市民会議の中心メンバーが万能なので色々やっていただいているし、事務局のほうも御尽力されていますが、誰でもできるようなフォーマットで、表を作ってそこに書き込めるようなもので、ところある人がいつもできるようにしておくのがいいのではないかと思います。

小倉 会長： それでは11月から始めて、少しデータがたまったら段階で比較してみましよう。

水平方向からみると、中央線から真ん中のところが少ないですね。市役所の周辺とか。このへんにあるといいのですが。

大久保 副主査： 先ほど言ったように、上から水が見えるところはだいたい調査を承諾してくれるのですが、防災井戸が多いので口がふさがっているところがほとんどなの

です。これからふさがってない井戸を探して本数を増やしていこうと思います。

小倉会長： わかりました。これから市民が歩いて探せばみつかるかもしれないですね。
これは大変良い試みなので期待したいと思います。

山田副会長： 湧水のほうですが、こちらも少しずつ何かの形でやっていってほしいと思います。

小倉会長： そうですね。井戸水調査の中で湧水のほうも将来的には水量がはかれるように検討していただくということでもよろしいですか。二つになるとたいへんかもしれませんが、又もうひとつチームを作るなど、ひろげていただけるといいですね。

土屋委員： あと、それらをデータベース化しておく必要があると思います。市民のかたがとったものや研究機関がとったものとかたくさんありますよね。行政のほうでぜひやっていただければと思います。

小倉会長： そうですね。さきほどのボーリングデータなども含めてデータベース化を目指すということですね。

風間委員： やっぱりこれは少し予算を入れないとはいけませんね。

小倉会長： なんとか頑張って、環境基金なども有効に使えばいいですね。
ありがとうございました。

(3) その他

小倉会長： それでは(3) その他ということですが何かありますか。

深澤課長： 特にございません。

3 次回の地下水保全会議の日程について

深澤課長： 次回の会議開催日程ですが、間があまりあきませんが、11月の後半あたりでできますでしょうか。

各委員： それぞれの都合を合わせる。

小倉会長： 12月は議会だということですが、12月20日の水曜日はどうでしょうか。

深澤課長： ちょうど終わる頃ですね。部長が欠席になるかもしれませんが、私は大丈夫です。

小倉会長： では12月20日にしたいと思います。

議題はさきほどのガイドラインのことなどですね。

深澤課長： あとは、又事業がでてくればそのことですね。それと井戸の調査を2回ほどやりますのでデータが出ます。

小倉会長： そうですか。それはいいですね。

大久保副主査： 写真も撮ってきますので。

小倉会長： おおざっぱなグラフみたいなのがあるといいですね。地図に等水線を書いたようなものですね。簡単なものでいいですよ。

大久保副主査： 環境市民会議に詳しい人がいますので相談してみます。

小倉会長： それがあると大体の流れなどがわかりますので。

大久保副主査： はい。

深澤課長： それから、この地下水保全会議で皆さんのご意見をいただきながら、市がど

ここまで出来るかということを探索していきたいと思っていますのでよろしくお
願いしたいと思います。

小 倉 会 長： はい、わかりました。
それでは閉会します。